

○厚生労働省  
経済産業省告示第三号  
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づきその名称を公示する。

令和六年四月一日

厚生労働大臣 武見 敬三

経済産業大臣 齋藤 健

環境大臣 伊藤信太郎

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
274	<i>N</i> , <i>N</i> , <i>N</i> -トリメチル-1-オキシラニルメタンアミニウムの塩	(2)-343
275	3- [(2-エチルヘキシル) オキシ] プロパン-1, 2-ジオール	(2)-414
276	2- (2-ブトキシエトキシ) エタン-1-オール (別名ジェチレングリコールモノブチルエーテル)	(2)-422 (7)-97
277	<i>N</i> , <i>N</i> -ジメチルアセトアミド	(2)-723

- 278 酢酸エチル (2)-726
- 279 酢酸 *n*-プロピル (2)-727
- 280 3-(*N*, *N*-ジメチルドデカン-1-アミニウムイル)-2-ヒドロキシプロパン-1-スルホナートを主成分(80%以上)とする、亜硫酸水素ナトリウムと(クロロメチル)オキシランと *N*, *N*-ジメチルドデカン-1-アミンの反応生成物 (2)-1667 (2)-4305
- 281 カリウム=オクタデセンスルホナート又はカリウム=水素=オクタデセンジスルホナート又はカリウム=ヒドロキシオクタデカンスルホナート又は二カリウム=オクタデセンジスルホナート (2)-2807 (9)-2038
- 282 カリウム=水素=ヘキサデセンジスルホナート又はカリウム=ヒドロキシヘキサデカンスルホナート又はカリウム=ヘキサデセンスルホナート又は二カリウム=ヘキサデセンジスルホナート (2)-2807 (9)-2038
- 283 メチル=3-(3,5-ジ-*tert*-ブチル-4-ヒドロキシフェニル)プロパノアート (3)-1736 (3)-1761
- 284 3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート (3)-2492

285 1, 4-ジオキサシクロヘキサデカン-5, 16-ジオン

(5)-3881